

FLEX Historical サービス 利用規約

(目的)

第1条 「FLEX Historical サービス 利用規約」(別紙を含み、以下「本規約」という。)は、契約者(第4条において定義する。)が、本サービス(第4条において定義する。)を利用するに際しての遵守事項を提示するものである。契約者は、本規約を遵守することを条件として、本サービスの提供を受けるものとする。

(本規約の適用範囲)

第2条 本規約は、本サービスの利用に関し、株式会社J PX総研(以下「当社」という。)と契約者及び契約しようとする者との関係に適用される。

2 契約者は、当社による本サービスの提供を受けるに当たり、本規約の内容に同意し、これを遵守するものとする。

(本規約の変更)

第3条 当社は、本規約を契約者の承諾を得ることなく変更することができる。かかる場合、本サービスの利用条件は変更後のものに従うものとする。

(定義)

第4条 本規約において以下の各号記載の用語の意味は、各号に記載されているとおり定義されるものとする。

- ① 本サービス：本規約に基づき FLEX Historical サービスとして本件情報を当社が提供するサービスをいう。
- ② 本件情報：当社が FLEX Historical サービスとして提供する以下の情報をいう。
 - ・ FLEX Standard Historical (Cash Equities)
 - ・ FLEX Full Historical
 - ・ ToSTNeT Historical
 - ・ Real Time TOPIX Historical
 - ・ FLEX Standard Historical (Futures)
- ③ 契約者：第5条第3項に定める本契約の成立をもって、本サービスを利用する者をいう。
- ④ 系列法人：契約者と直接又は間接的に 50%超の出資関係がある会社等のうち当社が承認している者をいう。
- ⑤ 第三者：契約者以外の者をいう。ただし、第5条第2項の利用単位において系列法人利用を選択した場合には、契約者及び契約者の系列法人として当社が承認している者以外の者をいう。
- ⑥ 学術使用：契約者が調査・研究を目的とする非営利の法人又は当該法人に属する個人であり、調査・研究目的のみに提供情報を使用し、かつ、当該調査結果等を商用利用しない場合をいう。

(本契約の成立)

第5条 契約しようとする者は、当社の指定する契約システムを使用して、本サービスの利用に関する申し込みを行う。

- 2 契約しようとする者は、前項の申し込みににおいて、以下のそれぞれについて該当するものを申請することとする。
 - ① 第4条に記載の本件情報のうち、利用する情報
 - ② 利用単位
 - ・ 単一法人利用：本件情報を契約者のみが利用する場合
 - ・ 系列法人利用：本件情報を契約者及び系列法人のみが利用する場合
 - ③ サービス形態
 - ・ 通常サービス
 - ・ 全期間データサービス
 - ・ スポットデータサービス
 - ④ 外部配信
 - ⑤ 学術使用なお、学術使用である場合、サービス形態は全期間データサービスとなる。
- 3 本契約は、当社が前項の申し込みを承諾した旨の電子メールを契約しようとする者に送信したときに成立する。

(情報の提供)

- 第6条 当社は、スポットサービスでないサービスの提供に際し、契約者が指定し当社が応諾した日時から、本件情報の提供を行う。
- 2 当社は、スポットデータサービスの提供に際し、契約者から第15条第4項に定める料金の支払いを確認した後に、本件情報を提供する。
 - 3 当社は、パブリッククラウド環境を利用するものとし、契約者に対し、本サービスの利用環境に接続するためのアクセスキーID等を貸与するものとする。

(所定の利用形態以外の利用の禁止)

- 第7条 契約者は、本件情報又はその編集・加工情報を第5条第1項及び第2項の申し込みににおいて申請した、利用方法以外の利用を行ってはならない。
- 2 外部配信を行うことを申請していない契約者は、本件情報又はその編集・加工情報を第三者に提供してはならない。

(系列法人契約における情報の利用)

- 第8条 契約しようとする者が、第5条第2項の利用単位において系列法人利用を選択する場合には、第5条第1項の申し込みより前に「系列法人リスト」を提出し、当社の承認を得ることとする。
- 2 契約者は、系列法人に対し、本規約に規定する契約者に対する義務及び制限と同様の義務及び制限を課すとともに、その旨を系列法人との間で約定することにより、当該義務及び制限を遵守させる。
 - 3 契約者は、系列法人に対し、本規約に規定する免責事項と同様の免責事項につき、当社が系列法人より免責されることを当該系列法人と約定することとする。また契約者は、系列法人による本件情報利用に関し一切の責任を負うものとする。

(学術使用契約における情報の利用)

第9条 学術使用を目的に本サービスを契約しようとする者は、第5条第1項の申し込みより前に「学術使用料金適用申請書」を提出し、当社の承認を得ることとする。

- 2 学術使用で本サービスを利用する契約者は、以下の事項をすべて遵守しなければならない。
 - ① 当社から要請があった場合には、データ受領者が教育、調査、研究を目的とする非営利の法人またはその法人に所属する者であることが確認できる資料等を当社に提出する。
 - ② 本件情報の使用はデータ受領者（法人の場合は「学術使用料金適用申請書」で申告した部署又は研究室に所属する者）のみが行う。
 - ③ 調査・研究を公表する場合、元データを再現可能な形（例えば参考資料として株価の時系列データの表を添付する等）での公表を行わない。
 - ④ 当社から要請があった場合、本件情報を使用した調査・研究を当社に提供する。
- 3 前条各号に定める遵守事項のいずれかに違反した場合、契約者は通常適用される料金と学術使用の場合に適用される料金の差額を当社に対して速やかに支払う。

(本サービスの利用環境への接続等)

第10条 本サービスの利用環境への接続方法の詳細及び本サービスの利用環境に格納される情報の形式は、当社が定める仕様による。

- 2 当社が定める仕様に関する一切の知的所有権等の諸権利は、当社及びその他の権利者に帰属する。当社が定める仕様の内容の全部又は一部を当社に無断で複製、改変、又は第三者に提供してはならない。
- 3 当社が定める仕様は本件情報を取得するために必要なシステム開発以外の目的で利用することはできない。
- 4 接続仕様書は日本語版を正本とする。日本語版と英訳版に記載内容の相違があった場合は日本語版が優先する。また、当社は英訳版の提供に関するいかなる義務も負わない。
- 5 契約者は、自らの費用により、第6条第3項に基づき当社より貸与されたアクセスキーID等を利用し、本サービスの利用環境へ接続するものとする。
- 6 契約者は、自らの費用で、本サービスの利用環境の利用に必要な機器及び回線サービス並びにソフトウェア等を用意するものとする。
- 7 当社は、第1項の仕様を、契約者に事前に連絡した上で変更することができるものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りではないものとする。

(本サービスの提供中止等)

第11条 当社は、以下のいずれかに該当する場合、本サービスの一部又は全部の提供を中止し又は制限することができる。

- ① 天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがあるとき
- ② 本件情報に係る当社又は株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）が運営するシステムその他の本サービスの利用環境に障害が発生したとき
- ③ 当社がパブリッククラウド環境を利用できなくなることにより、当社において契約者に対し本サービスの提供を行うことが困難になったとき

- ④ 本サービスの利用環境の保守又は工事の必要上やむを得ないとき
 - ⑤ 電気通信事業者が電気通信サービスを中止することにより本サービスの提供が困難となったとき
- 2 当社は、本件情報の提供の中断をするときは、あらかじめ、その理由、中断期日及び中断期間を、当社が定める方法により契約者に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではないものとする。

(本サービスの提供の停止)

第12条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、期間を定めて本サービスの全部又は一部の提供を停止することができる。この場合、当社は、何らの通知又は催告、及び契約者に対する損害の賠償を行う義務を負わないものとする。

- ① 本サービスの料金等を請求書に指定した支払期日を30日以上経過しても支払わないとき
- ② 小切手、手形の不渡処分を受け、又は金融機関から取引停止処分を受けたとき
- ③ 契約者について、支払いが停止し、仮差押若しくは差押えの申立てがなされ、若しくは、民事再生手続開始、破産手続開始、特別清算若しくは会社更生手続開始の申立てが行われ、又は、自ら申立を行ったとき
- ④ 前3号のほか信用状態が著しく悪化したと当社が認めたとき
- ⑤ 申込その他の本規約又は本契約に係る手続きに際して事実と異なる記載（第三者へのなりすまし、虚偽の記載、誤記等を含む。）をしていたことが判明したとき
- ⑥ 契約者のアクセスキーID等が第三者によって利用されているとき又は第三者による利用が合理的に疑われるとき
- ⑦ 第5条第1項の申込み時に登録された連絡先に連絡がとれないときその他の契約者との連絡が途絶したとき
- ⑧ 第16条に規定する調査を正当な理由なく拒絶したとき
- ⑨ 第17条その他本規約の規定に違反したとき又は違反のおそれがあると合理的に判断されるとき
- ⑩ 前各号のほか、当社が契約者に対する本サービスの提供を不相当と判断したとき

(利用ID等の管理)

第13条 契約者は、当社の貸与するアクセスキーID等を第三者に貸与又は供与してはならない。

- 2 契約者は、本件情報の提供を受けるためのアクセスキーID等を紛失又は盗難等の被害に遭った場合には、直ちに当社にその旨を通知するものとする。
- 3 契約者は、本件情報の受領に際して不正使用や異常を発見した場合には、直ちに当社にその旨を通知するものとする。

(外部配信に係る遵守事項)

第14条 外部配信を行うことを申請した契約者（以下、本条において「契約者」という。）は、外部配信した第三者との間で、当該第三者による本件情報の複製・再々配信行為を禁止する契約を結ぶものとする。

- 2 契約者が外部配信した第三者による本件情報の複製・再々配信行為が確認された場合

には、契約者は当該再外部配信行為等の禁止を求め、その解消に努める。

- 3 契約者は、本件情報を新聞社等の情報提供を業とする者に外部配信してはならない。
- 4 契約者は、第三者に本件情報又はその編集・加工情報の再配信を開始した日以降、月末時点における当該第三者の社数等を、当社が別途定める書式に従い、翌月の15日までに当社へ毎月報告するものとする。ただし、外部配信ライセンス料において「固定料金型」を選択した契約者についてはこの限りでない。

(料金)

第15条 契約者は、第6条により本件情報の提供が開始された日以降、当社又は株式会社日本取引所グループのウェブサイトで公表する料金表に基づき請求書に記載された料金（以下「料金」という。）を当社に支払うものとする。ただし、提供期間が1か月未満の場合の料金及び契約変更に伴い、料金差額が発生する場合の契約変更月の料金は、日割計算とする。

- 2 スポットデータサービスでないサービスに関し、前項の料金は、第6条第1項に基づき本件情報の提供が開始された日から発生する。
- 3 外部配信ライセンス料において「従量料金型」を選択した契約者の外部配信ライセンス料は、前条第4項に基づき報告される前々月末時点の再配信先の第三者の社数を基準に計算される。ただし、情報の再配信を開始した月、その翌月及び翌々月については、情報の再配信開始日から1か月を経過した日の前日の属する月の月末時点の社数を基準とする。
- 4 スポットデータサービスに関し、第1項の料金は、第5条第3項の規定により本契約が成立した日から発生する。
- 5 契約者は、前4項の料金を当社が指定する期日までに当社に支払うものとする。
- 6 契約者が料金の支払いを遅延した場合（契約者が本契約の条項に定めるところに違反したことにより当社による料金の請求が正しく行われなかった場合を含む。）は、契約者は、支払期限の翌日から起算して支払日までの期間について未払い料金に対し年14.6%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払うものとする。
- 7 当社は、必要があると認めた場合、契約者に対し3か月前までに書面による通知を行うことにより、料金を随時改定することができる。

(情報の利用状況等の調査)

第16条 当社は、必要があると認めた場合、契約者に対し1か月以上前に書面で通知することにより、契約者における本件情報又はその編集・加工情報の利用状況等の調査のため、当社の役員若しくは従業員又は当社の代理人若しくは委託を受けた者（それぞれの役員又は従業員を含む。）をして、契約者に立ち入ることができるものとする。

- 2 契約者は、前項の調査に誠意を持って協力するものとする。

(禁止事項)

第17条 契約者及び契約しようとする者は、次の行為を行ってはならない。

- ① 本サービスの運用を妨害する行為
- ② 本サービスの利用環境へのアクセスを有する第三者のシステム又はネットワーク

- に危害を与える行為、又は危害を与える危険性のある行為
- ③ 第6条第3項に規定するアクセスキーID等を第三者に使用させ、又は譲渡、貸与若しくは担保に提供する行為
 - ④ 自身を偽って又は他人を装って不正に本件情報にアクセスする行為
 - ⑤ 本契約と異なる内容で本件情報が提供されたことを知りながら、本件情報を不正に使用する行為、及び契約内容と異なる内容で本件情報を使用する行為
 - ⑥ 第三者のアクセスキーID等又は虚偽のアクセスキーID等を不正に使用する行為
 - ⑦ ウィルスの送信
 - ⑧ ハッキング行為
 - ⑨ 法令に違反し、又は違反するおそれのある行為
 - ⑩ 公序良俗に違反する行為
 - ⑪ 他の契約者に対して迷惑又は損害を与える行為
 - ⑫ 犯罪行為又は犯罪のおそれがある行為
 - ⑬ その他本サービスの運用を妨げ若しくは妨げる可能性のある行為又は当社が不適切と判断する行為
- 2 契約者が前項その他の本規約に定める事項に違反して、当社又は第三者に対して損害を与えた場合には、契約者は、当社又は第三者が被った損害のすべてを賠償する。
 - 3 契約者及び契約しようとする者は、本件情報の漏えい、喪失、第三者提供、異なる利用形態での利用等本規約に違反する本件情報の利用を発見した場合、直ちに当社にその旨を通知しなければならない。

(免責事項)

- 第18条 当社、東証(本条及び第21条第6項において、これらを総称して単に「当社」という。)及び当社の関係者(当社の役員及び従業員並びに当社の代理人及び委託を受けた者(それぞれの役員及び従業員を含む。)をいう。以下同じ。)は、本件情報の誤びゅう(仕様に関するものを含む)、停滞、遅延、省略、欠陥、中断及びシステム障害並びに契約者による当社のシステムへのアクセスの不具合、その他本サービスの利用又は本件情報の使用により、契約者又は契約者が外部配信した者に生じた損害につき、損害賠償責任を負わない。
- 2 当社及び当社の関係者は、第16条に規定する調査に関連して、契約者又は契約者が情報を提供する者に生じた費用又は損害等につき、補償又は損害賠償等の責任を負わない。
 - 3 この契約に基づく当社による情報の提供は、投資の勧誘を目的としたものではなく、また、いかなる有価証券の価値を保証するものではない。
 - 4 当社及び当社の関係者は、この契約に基づき提供する情報について、正確を期すよう努力するが、その情報の正確性、完全性、有効性及び即時性又は適時性について保証するものではない。
 - 5 当社及び当社の関係者は、本件情報のいかなる部分についてもこれを改定し、またその不正確性等を訂正する権利を保有するが、義務を負わない。
 - 6 契約者は、契約者が本件情報を利用することによって第三者に対して損害を与えた場合、自己の責任と負担において処理解決し、当社及び当社の関係者に損害を与えないものとする。
 - 7 契約者は、当社の貸与するアクセスキーID等の使用及び管理について責任を負うものとし、これらが第三者に使用されたことにより契約者及びその系列法人その他第三者に生じた損害については、当社は何ら責任を負わないものとする。

- 8 本サービスの利用環境に係る当社の運営・管理範囲は、インターネット等の通信回線の相手方と当社側の接続口までとし、当社は、当社の運営・管理範囲外の機器・設備・ソフトウェアの故障等により契約者又はその系列法人その他の第三者に生じた費用又は損害等について、契約者に対し補償又は損害賠償等の責を負わない。
- 9 当社は、第11条の本サービスの全部若しくは一部の提供の中止若しくは制限又は第12条の本サービスの全部若しくは一部の提供の停止により、契約者又はその系列法人その他の第三者に損害が生じた場合であっても、かかる損害が当社の故意又は重大な過失に起因するものでない限り、当社は、契約者及びその系列法人その他の第三者に対し損害の賠償責任を負わず、当該中止若しくは制限又は停止を行った期間の利用料の返還を行わない。

(契約期間)

第19条 利用形態がスポットデータサービスでない契約者との本契約の有効期間は、第5条第3項に基づき本契約が成立した日から1年間を経過した月の末日までとする。ただし、契約期間が満了する1か月前までに、いずれの当事者も契約を更新しない旨の通知を行わなかった場合には、更に12か月間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(本契約の解約)

第20条 当社及び契約者は、本契約の解約を希望する日より1か月以上前までに、書面又は当社の指定する契約システムにより相手方当事者に通知することにより、当該日付をもって本契約を解約することができる。当該解約を行った場合も、当社は、契約者に対し、契約者が既に支払っている料金の払戻し等は一切行わない。

(契約の解除)

- 第21条 当社は、契約者が第12条各号のいずれかに該当し、相当期間を定めて本サービスの全部又は一部の提供を停止しても、その状況が解消されず、又はこれを行ったとしてもその状況が改善される見込みがないと判断した場合は、何らの催告をすることなく直ちに本契約を解除することができる。
- 2 当社は、契約者が第12条各号のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行上支障を及ぼすと認めるときは、同条に基づく本サービスの提供の停止及び何らの催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。
 - 3 第2項の規定により本契約が解除された場合には、当社は、直ちに契約者に対する本件情報の提供を中止するものとする。
 - 4 契約者は、第1項又は第2項の規定により契約が解除されたときは、当然に期限の利益を失い、当社に対し、料金の支払債務その他一切の金銭債務を直ちに履行するものとする。
 - 5 本条に基づく解除は、当社の契約者に対する損害賠償の請求を妨げない。
 - 6 当社及び当社の関係者に対するすべての免責は本契約解除後も存続する。

(権利譲渡の禁止)

第22条 契約者は、事前に当社の書面による同意を得ないで、本契約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(秘密保持)

第23条 契約者及び当社は、本契約、本契約に関連して相手方から受領した資料及び知得した技術等について、相手方の事前の書面による承諾なくして第三者(当社の関係者を除く。)に開示してはならない。

(反社会的勢力ではないことの誓約等)

第24条 契約者(外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。)は、「別紙(反社会的勢力の排除に関する特約)に記載の内容を遵守するものとする。

(知的所有権)

第25条 契約者は、本件情報のうち著作権等の権利性を有するものについては、当該権利が当社又はその情報源(当社が情報を入手するための契約を締結した相手方をいう。)に帰属することを認める。

(協議事項)

第26条 本規約に定めのない事項又はこの契約の解釈について疑義を生じた場合は、契約者及び当社は誠意をもって協議し、その解決に当たるものとする。

(管轄裁判所)

第27条 本契約から生じる契約者と当社との一切の訴訟については、当社の主たる事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(準拠法)

第28条 本規約及び本契約は、日本法に従って解釈されるものとする。

以上

2021年8月23日 制定

2023年5月15日 改定

別紙 反社会的勢力の排除に関する特約

契約者は、本特約に記載の内容を遵守するものとする。

(暴排宣言)

第1条 当社は、自らが市場を支える公共的サービス企業であることに鑑みて、反社会的勢力との取引の一切を遮断するとともに、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨むことをここに宣言する。

2 契約者は、反社会的勢力との関係を遮断することをここに宣言する。

3 当社及び契約者は、前2項の宣言の意義を理解し、相手方が同宣言を実現できるように相手方に協力する。

(反社会的勢力の定義)

第2条 本特約において、反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する個人又は法人その他の団体（その役員（相談役、顧問その他いかなる名称であるかを問わない。以下同じ。）、使用人その他の構成員を含む。以下同じ。）
- (4) 総会屋
- (5) 社会運動、人権運動、政治運動などを標榜して、市民又は企業に対して不当要求を行った個人又は法人その他の団体
- (6) 社会の秩序、市民の安全などを害する行為を行う個人又は法人その他の団体
- (7) 前各号に掲げるものと社会的に非難される関係を有していると認められる者

(誓約)

第3条 契約者は、次の各号に掲げる者が反社会的勢力でないことを誓約する。

- (1) 契約者又はその株主（契約者の経営に事実上参加していると認められる者に限る。）、役員及び使用人
 - (2) 当社との取引に係る契約者の代理若しくは媒介をする者その他の関係者である個人又は法人その他の団体
- 2 契約者は、随時、当社が行う、前項各号及び次の各号に掲げる者が反社会的勢力でないことに関する調査に協力し、当社から求められた資料等を提出しなければならない。
- (1) 本契約に関連する契約（以下「関連契約」という。）の当事者
 - (2) 関連契約に係る代理若しくは媒介をする者その他の関係者である個人又は法人その他の団体

(本契約の解除)

第4条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに定める事由に該当する場合には、何らの催告なしに、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 契約者が自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害行為などの行為をした場合
 - (2) 契約者が自ら又は第三者を利用して、当社の名誉、信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合
 - (3) 前条第1項各号に掲げる者が、反社会的勢力であることが判明した場合
 - (4) 契約者が前条第2項に定める調査、報告に協力せず、又は当社から求められた資料等を正当な理由なく提出しない場合
 - (5) 契約者が東京都条例第54号「東京都暴力団排除条例」第21条又は第24条その他各都道府県市区町村が定める暴力団排除に係る条例等における同様の条項に違反した場合
- 2 当社は、前条第2項各号に掲げる者が、反社会的勢力であることが判明した場合には、契約者に対し、関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができ、当該必要な措置を求めたにもかかわらず、契約者が正当な理由なくこれを拒否した場合には、当社は本契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償責任)

第5条 当社及び契約者は、当社が前条により本契約の全部又は一部を解除したことに基づき本契約を終了したことにより、契約者に損害が生じたとしても、当社が契約者に対して、これによる一切の損害賠償責任を負わないことを確認する。

以上